

令和5年 第6回

教育委員会定例会会議録

とき 令和5年5月23日

品川区教育委員会

令和5年第6回教育委員会定例会

日 時 令和5年5月23日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時38分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎
委 員 吉村 潔

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
保 育 課 長 立木 征泰
統括指導主事 升屋 友和
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 田島 希望

傍聴人数 3名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 41 号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第 42 号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第 43 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 協議事項 1 令和 5 年度教育委員会事務事業概要について
- 協議事項 2 6 月補正予算について
- 報告事項 1 5 月補正予算について
- 報告事項 2 学校改築の進捗について
- 報告事項 3 教職員の任免等について（退職）
- 報告事項 4 令和 6 年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等について
- 報告事項 5 区立学校におけるいじめ案件について
- 報告事項 6 令和 5 年度 品川区立図書館のティーンズサービスについて
- その他 令和 5 年 7 月行事予定について

令和5年第6回教育委員会 定例会

令和5年5月23日

【教育長】 ただいまから、令和5年第6回教育委員会定例会を開会いたします。
署名委員に塚田委員、吉村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本日は傍聴の方がおられますので、お知らせをいたします。

続いて、会議の持ち方についてですが、日程第3、報告事項3、教職員の任免等について(退職)、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第41号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、資料1、第41号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求についてでございます。

教育委員会は、地方自治法第180条の7により、その権限に属する事務の一部を区長の補助機関に補助執行させる、いわゆる事務の委任ができることとなっております。したがって、本件につきましては、補助執行先であります子ども未来部保育課長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 保育課長。

【保育課長】 保育課長の立木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、第41号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求についてを御説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございますが、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の発布に伴いまして、子ども・子育て支援法が改正されたことから、品川区立幼稚園条例の規定整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますけれども、品川区立幼稚園条例第2条における子ども・子育て支援法の引用条項を記載のとおり改定するものでございます。これは子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことによる引用部分の整理でございます。なお、今回の改定に伴う利用者への影響はございません。

条例の修正箇所を記載いたしました資料は、別紙、新旧対照表のとおりでございまして、施行期日は公布の日となります。

私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。よろしいですか。

それでは、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について、採決を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決をいたします。

第41号議案、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第42号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、日程第1、第43号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決していきたいと思っております。説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、第42号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、第43号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、御説明を申し上げます。

東京都パートナーシップ宣誓制度が開始されまして、本制度を適用させる制度の中で、区の固有の教員並びに幼稚園教員の扶養手当にかかわりまして、利用できる職員の範囲の拡充を行うものとなっております。扶養手当とは、扶養親族のある職員に対し、生計費の一助として支給される手当です。

改正の概要といたしまして、扶養親族の範囲の筆頭にございます配偶者につきまして、このたび、パートナーシップ関係の相手方を加えることにより、配偶者と同等の取扱いとするものとなっております。

パートナーシップ関係とは、双方、またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして相互の人権を尊重し、日常の生活の中で継続的に協力し合うことを約した二者間の関係、そのほかの婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係を指します。

今回の条例改正によりまして、その相手方が扶養親族の範囲に入ることになり、利用できる職員の範囲の拡充を行うものとなります。また、配偶者がいらっしゃらない職員で、15歳未満のお一人のお子さんをお持ちの方は、今年度まで時限措置という形で扶養手当の特例措置を受けられることとなっております。このことについて、今回の改定で配偶者だけではなく、パートナーシップの相手方も対象となるものとなります。

また、今申しあげました特例措置を受けていた方が、配偶者を有するようになった場合には、特例措置の適用除外となりまして、教育委員会に届出をしなければならないこととなっております。この記述につきましても、配偶者の後にパートナーシップの相手方を加えるものとなっております。これまでも特例措置を受けていた方が配偶者を有するようになった場合、その事実が生じた日の月の翌月から支給額を改定するということとなっております。

このことに関連しまして、今回の条例改正の施行日前に、もし、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するようになった場合は、条例の施行日より前に遡って支給額が改定されるものではないということになっております。そのことにつきましては、特別区人事厚生事務組合教育委員会から、各区の共通事項として取り扱うこととなっております。

施行につきましては、公布の日からとなります。

なお、後半のほうに御参考として新旧対照表をお付けしておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

【塚田委員】 いいですか。

【教育長】 はい、塚田委員。

【塚田委員】 前回もお聞きしたと思うんですけど、正面から、そのパートナーシップを品川区で認めるとか認めないとかという議論はしてないですね。ただ、改正されるその給与の内容に出てくるから、何となくそれを認めているような形になっているんですね。そういうことじゃないんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、昨年11月に東京都のパートナーシップ宣誓制度が東京都によって始まりました。前回、昨年度末に御案内させていただいた休暇関係のものと、今回、御提案させていただいている給与関係のものについて、東京都が発行する証明書を活用するという形で、要は福利厚生が得られるというような形になっております。大きな枠としましては、東京都の制度を準用するという形として進めていくというのが現在の状況でございます。

【塚田委員】 品川区の議会でパートナーシップは認めるのはやめようとか、認めますとか、そういう議論はしないですか。要するに、東京都がこう決めたから、それに従ってやるということなんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 東京都で決めた証明書の制度を品川区として活用するということを決めまして、それにより、今回の該当するところを御提案させているというものです。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 ほかに質疑はないでしょうか。吉村委員。

【吉村委員】 一つ、最後のほうの御説明で、遡っての対応については、東京都人事委員会の下、品川だけじゃなくて、ほかの自治体も共通で遡っての対応はしないという、そういうことでしょうか。確認なんですが。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 御指摘いただいたところにつきましては、特別措置のことになるかと思うんですけども、こちらにつきまして、新旧対照表のほうに載せさせていただいております。付則の部分の3番のところになっておりまして、該当しておられる方についてのお支払いというのが、(1)平成30年度1万1,500円、(2)平成31年度から平成35年度まで、1万3,000円ということで、こちらが当時の平成29年度に条例改正をさせていただいたときの時限措置ということで示したものになります。こちらについて、平成35年度というのは令和5年度のことを指しますので、これが令和6年度になると、お子様に対しては一律9,000円という形になることもあり、今回の条例改正の施行日前に

配偶者またはパートナーシップの相手方を有するという事になった場合に、遡ってその改定額の変更は行わないということを特別区人事厚生事務組合教育委員会で各区共通でやっていくことで決めたものになります。

【吉村委員】 はい。分かりました。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第42号議案、第43号議案についてそれぞれ採決していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

まず、第42号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は、原案どおり決することと決定いたしました。

次に、第43号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり決することと決定いたします。

次に、日程第2、協議事項1、令和5年度教育委員会事務事業概要について説明をお願いいたします。

教育次長。

【教育次長】 教育委員会事務局の事務事業概要について、私及び各担当課長のほうより御説明をさせていただきます。

緑色の表紙をおめくりいただきまして、1枚目が目次となっております。さらにもう一枚おめくりいただきますと、1ページとなっております。教育委員会の教育目標および基本方針でございます。今年度につきましては、教育目標、それから、基本方針についての変更点はございません。

教育目標といたしましては、昨年同様5項目、1番、人権教育の推進、2番、確かな学力の定着と向上、3番、体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進、4番、家庭・学校・地域の連携強化、5番、伝統・文化の継承と読書環境の充実、こちらのほうが簡潔な文章で教育目標として掲げられてございます。より細かな具体的方針につきましては、2ページから4ページの基本方針の中で、それぞれの先ほどの5項目の内容につきまして、さらに細かく記述をさせていただいております。

恐れ入りますが、5ページを御覧いただければと思います。

1番、項目1番の教育委員会でございますが、ひし形の2つ目、教育委員会の委員といたしましては、5年4月30日現在の委員構成ということで掲載をさせていただいているところでございます。

その下のひし形、教育委員会の開催、令和4年度の状況でございますが、月別の開催が、4年度については記載がございまして、1月から12月まで定例会について17回、その他臨時会の開催ということで、開催の記録をさせていただいております。

おめくりいただきまして、6ページでございます。

教育委員会事務局の組織でございますが、今年度は、課といたしましては、担当課、担当課長を1名、一つ新設をいたしまして、特別支援教育担当課長を新たに設けております。5課に2担当課長の組織にて、今年度の事業を推進してまいります。係といたしましては、学務課に学事制度担当を新設をさせていただいております。

7ページでございます。

項目の2番、品川教育ルネサンスでございますが、1番目に、教育改革の歩みをこれまでどおり掲載をさせていただきまして、2番目に、目指す教育の三つの柱でございますが、枠の中でございますように、まず、第1番目に、地域とともにある学校づくり、品川コミュニティ・スクールの実施により、地域との協働による特色づくりを行う学校体制の構築、2番目に、小学校・中学校・義務教育学校の三校種体制による学校教育の推進、3番目に、品川区立学校教育要領に基づいた9年間の一貫したカリキュラム、こちらの柱に基づきまして、これからの時代を生き抜くために必要な「新たな価値を創造する力」や「グローバルに活躍する力」といった資質・能力を身につけ、未来を切り拓く力をもつ児童・生徒の育成を図ってまいります。

各課の項目につきましては、各担当課長より御説明をさせていただきます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、続きまして、私から、庶務課の事務事業概要について御説明を申し上げます。

恐れ入ります。資料9ページを御覧いただければと思います。

まず、事務分掌のところを御覧ください。庶務課は大きく4つの係組織で構成をしております。所掌する事務といたしましては、教育委員会事務局全体の総括的な事業といたしまして、教育委員会の開催、予算決算の総括、行政財産管理の総括、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築、維持管理、修繕、そして、文化財の保存活用などを所掌しております。

おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。事務事業でございます。

まず、庶務係でございますが、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など、事務局の総括的な業務を行っております。

11ページに参ります。

学校勤務職員についての人事、研修、健康管理等に関する事務を行っております。下のほうに参りまして、PTA関連事業でございます。少年少女スポーツの普及をはじめ、おめくりいただきまして、12ページ、丸の1つ目、家庭教育講演会の開催、2つ目、家庭教育学級等の委託、3つ目、家庭教育力の向上支援、こういったことを行っております。そのほか、一番下、83運動の推進、それから、13ページに参りまして、学校に勤務する職員への被服貸与、児童の通学安全確認、学校受付業務、用務業務の委託等を実施しております。

丸の4つ目でございます。今年度から、学校で発生する様々なトラブルへの対応について、教育委員会事務局の各課が専門家へ随時相談することが可能な体制を構築しております。

続きまして、学校施設計画係、おめくりいただきまして、14ページ、15ページの学校施設整備担当の事務事業概要につきましては、この後、学校施設担当課長より御説明を

申し上げます。

恐れ入ります。16ページを御覧ください。文化財係でございます。

1つ目のひし形、文化財保護審議会でございますが、こちらは10名の委員で構成をしております。年3回程度開催をしております。

2つ目のひし形、文化財の保存と活用でございます。丸の1つ目、文化財の指定件数、4月1日現在の文化財の指定件数でございますが、こちら、表の一番右のところ143件で、こちらにつきましては、文化財の修理保存のための補助、奨励金を交付しております。

なお、最近、指定・登録された文化財が2件ございます。1つ目は、丸の2つ目のところ、文化財の調査と区指定および解除件数というタイトルの表の一番右を御覧ください。先日、御審議をいただきました東海道品川宿石積護岸が3月29日付で区の指定文化財となっております。もう一つが、表の下の3行目、国登録文化財（建造物）のところでございます。南品川1丁目でございます旧品川警察署品川橋交通待機所でございます。こちらは、現在、観光案内所として活用されておりますが、去る3月17日に文化庁の文化審議会から答申が出されました。この後、官報による告示を経まして、6月頃、国の登録文化財として登録される予定となっております。

そのほか、17ページに参りまして、文化財めぐり、一般公開などの普及啓発事業を実施しております。

私からは以上でございます。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 では、資料の13ページにお戻りいただきまして、中ほどの学校施設計画係でございます。

学校施設計画係では、学校改築の計画や調整を行っております。現在、小学校6校、中学校1校の改築を進めております。

浜川小学校では、令和6年3月に校舎棟が完成する予定であり、令和7年度には外構工事を含め全ての工事が完成する予定です。

第四日野小学校では、令和5年7月に校舎棟が、令和7年度に体育館棟がそれぞれ完成する予定です。令和8年度には外構工事を含め全ての工事が完成する予定です。

浜川中学校では、令和5年11月に体育館棟が、令和8年度に校舎棟がそれぞれ完成する予定です。令和9年度には外構工事を含め全ての工事が完成する予定です。

城南第二小学校では、令和5年8月頃に改築工事に着手し、令和7年度に校舎棟が、令和9年度に体育館棟がそれぞれ完成する予定です。令和10年度には外構工事を含め全ての工事が完成する予定です。

源氏前小学校では、今年度実施設計を行い、令和6年度の改築工事着手を目指します。また、令和5年11月頃より既存プールを解体いたします。

鈴ヶ森小学校では、今後、設計委託業者を決定いたしまして、基本設計を進める予定です。

最後に、浅間台小学校ですが、本年度改築工事の準備として、敷地測量を行う予定でございます。

続きまして、14ページをお開きください。

学校施設整備担当では、学校の改築や維持管理、修繕を担当しております。今年度予定

する学校施設整備については、記載のとおり工事を予定しております。主なもので、校舎棟整備では、便所改修から自動火災報知設備改修まで、記載の学校にて工事を予定しております。

中段、外壁・屋上防水は、記載の小学校4校、中学校1校で工事を予定しております。

下段でございますが、学校体育施設整備費です。次ページの記載のとおり、工事等を予定しております。主なもので、プール整備から塀改修まで記載の学校にて工事を予定しております。

私からは以上でございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 私から、学務課の事務事業概要について説明をいたします。

ページ18ページを御覧ください。

学務課の事業でございますが、学務課の事業は、学校選択制をはじめとする就学事務、学校備品購入など教育環境の整備、校務や教育事務の効率化、ICT機器を活用した教育活動のための環境整備と運用管理、健康診断や学校給食等の実施、宿泊行事等をはじめとした校外活動等の実施、そして、今年度は学事制度審議会の運営を行っております。学務課内に事務分掌がございます2係、2担当を組織し、これらの事務を行っているところでございます。

それでは、各係担当の主な業務について説明をいたします。19ページ、中ほどですが、学事係になります。

初めに、学校選択制の実施です。小学校・義務教育学校（前期課程）の選択制は、隣接した通学区域の学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）は、区内全域から希望申請できる制度となっております。20ページに学校選択の令和6年度入学予定者の日程を記載してございます。書面としては、令和5年度入学者日程となっております。また、21ページ、こちらのほうには、令和5年度入学者の各学校の希望申請の状況を記載してございます。

次、22ページ、学級編制でございます。

学級編制は、令和3年度から35人学級となりましたが、今年度は経過措置で1年生から4年生までが35人学級となっております。7年生につきましては、基本40人学級でございますが、東京都の教員加配措置により35人で対応してございます。学級編制の状況につきましては、表でお示しをしております。

また、こちら資料の後ろのほうになりますが、ページでいいますと57ページ、58ページのほうに、各学校の学級編制の状況を記載してございます。

では、次に、23ページ就学援助でございます。

就学援助は経済的に困難があると認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品等の援助を行っているものでございます。受給状況につきましては、23ページ、24ページに表でお示しをしております。表の右側に受給率がございますが、受給率を見ますと年々少しずつでございますが、減少している状況でございます。

次に、学事制度担当でございます。学事制度担当は、今年度、学事制度審議会の設置に伴い、その事務を担当するために、新たに組織したものとなります。

続きまして、校務情報管理対策担当でございます。こちらの担当は学校の情報管理安全

対策、学校事務や校務、教材系のシステム運用管理、児童・生徒用タブレット端末の運用管理等、学校のICT全般を担当してございます。

次に、25ページ、保健給食係でございます。

保健給食係は、新型コロナウイルス感染症対策として、衛生用品の購入をはじめ、児童・生徒の感染対策を保健所などと連携して行うなど、児童・生徒の健康・衛生管理を担当してございます。

また、26ページのこちらの学校給食についても運営を担当しております。なお、学校給食でございますが、今年度より区立の学校については、給食費無償化を実施してございます。

次に、27ページ、下段になりますが、校外施設でございます。5年生、6年生の移動教室や夏季林間学園、7年生の移動教室について担当してございます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、校外施設を実施できなかった学年の繰越し実施を行いましたけれども、今年度につきましては、例年どおりの学年で実施してございます。

最後に、28ページ中段、多子家庭給食費補助でございます。こちらですが、今年度は、先ほど言いました、区立学校の給食費無償化に伴い、今年度からは廃止となっております。

簡単ではありますが、以上が学務課の事務事業概要となります。

以上でございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業について御説明をいたします。29ページを御覧ください。

指導課では、教職員の人事、服務、給与、研修等に関すること、一貫教育や品川コミュニティ・スクールなど、教育施策の企画に関することを担っております。事務分掌は、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めています。

30ページを御覧ください。

教職員人事係につきましては、人事、服務、働き方改革など、人事管理の業務を中心に行っております。一番下の区固有教員の採用につきましては、令和5年4月1日現在、25名の教員を任用しております。今年度は、令和6年度に任用する教員5名程度の採用事務を行ってまいります。採用選考の流れですが、現在、選考の応募受付を行っておりまして、6月28日までとなっております。その後、第一選考を7月22日、第二選考を9月2日、選考結果の発表を9月9日に行いまして、採用候補者名簿への登録となります。名簿登録者に対しましては、採用面接を9月中旬頃に実施し、9月下旬には採用内定の予定です。

続きまして、31ページ以降に掲載をしていますように、教職管理職の選考手続、代替教職員、非常勤講師の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費に関する事務を行います。

また、32ページの上段に掲載しております学校働き方改革についてですが、全公立学校・幼稚園へのスクール・サポート・スタッフ等の配置や教員勤務時間外の電話委託などに加えまして、副校長補佐の任用を開始いたしまして、今年度は、経験の浅い副校長配置校や副校長の長時間勤務が常態化している学校を中心に配置をしております。今後もより

一層しながら働き方ルネサンスを進めてまいります。

33ページ以降につきましては、指導主事及び学校地域連携系の事務事業でございます。

一貫教育の推進につきましては、品川区立学校教育要領に基づき進めるとともに、指導方法や教材等の充実に向けて検討する委員会や小中一貫教育全国連絡協議会の運営を行います。今年度は、全国連絡協議会の事務局として、全国サミットを代替するイベントを品川区にて行う予定でございます。品川区の教育に関する評価やリーフレット等の発行など、様々な事業を展開してまいります。また、習熟度別学習の充実、学力定着度調査、特色ある教育活動経費、学力向上プラン等の品川区独自の施策につきましても、引き続き実施してまいります。

34ページの中段に掲載をいたしました品川コミュニティ・スクールにつきましては、各学校で校区教育協働委員会と学校支援地域本部を設置いたしまして、教育活動の充実に向けて様々な学校支援活動を行っております。今年度は、校区教育協働委員会に学校の児童・生徒も参加する機会を設定いたします。「よりよい学校にしていくためには」という趣旨のテーマの下、子どもの意見を聞きながら、熟議を通して課題解決を深めるとともに、今後の地域とともに歩む学校づくりを一層推進してまいりたいと思っております。

35ページに参りまして、品川英語力向上推進プランにつきましては、1年生から6年生には、引き続きALTやJTEの活用、4年生を対象といたしましたジュニア・イングリッシュキャンプですが、今年度も自校での開催に加え、東京都が開設いたしましたTOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEANの活用も行ってまいります。7年生から9年生はALTの派遣、グローバル人材育成塾やイングリッシュキャンプの開催、品川オンラインレッスンにつきましては、対象を8年生、9年生で実施をいたします。

最後に36ページになりますが、学校2020レガシー事業でございます。これまで推進してまいりましたオリンピック・パラリンピック教育を競技大会後も長く続く教育活動として継続・発展をさせ、共生・共助社会の形成を担う子どもたちの育成をしてまいります。昨年度は、各学校と教育委員会の取組にスポーツ庁から評価をいただきまして、Sport in Life アワード、自治体部門にて優秀賞を受賞することができました。今後も2024夏季パリオリンピックが開催予定であることも見据えながら、現在行っているブラインドサッカーの体験教室を引き続き行うとともに、各学校で行っているオリンピック・パラリンピック教育の活動をより充実できるようサポートしてまいります。

指導課からは以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 教育総合支援センターにつきましては、37ページからとなります。

センターの主な機能は、(1)各学校の教育課程並びに学習・生活指導への指導・助言、(2)いじめや不登校対策等の早期対応・解決、(3)特別支援教育の充実、(4)教育相談室での電話や来室を通しての個別相談業務、(5)教職員研修の実施、学習指導等の資料や情報の蓄積と提供でございます。以上のような機能を推進するため、指導主事、教育事務係、相談支援担当、特別支援教育担当、HEARTS、教育心理相談員などの教育・心理・福祉等の専門家がチームとして連携を図りながら、課題解決に向けて取り組んでおります。37ページ下の段から38ページの中段にかけて、各係の事務分掌、他課との連携事業の

概要でございます。

38ページの下の段より各係の事務事業となっており、まず、教育事務係でございます。教育総合支援センターの管理・運営、教育資料展示室（教科書センター）の管理、市民科・各教科の事務、学校における教育活動への支援を行っております。

続きまして、39ページの下段からは、相談支援担当でございます。相談支援担当は、HEARTS、適応指導教室「マイスクール」、教育相談室を担当しており、相談機能の一元化を図っております。

40ページ中段は、いじめ対策です。品川区いじめ対策委員会、品川区いじめ根絶協議会を実施しております。また、HEARTSという品川の学校支援チームを組みまして、いじめ問題をはじめ、不登校等の早期発見を図っております。メンバーは、指導主事6人、教育アドバイザー1人、スクールソーシャルワーカー6人、教育心理相談員5人、学校生活指導専門員、こちらは警察のOBとなりますが、1名の計19名で編成しており、昨年度より2名の増員となっております。HEARTS専用電話、目安箱の設置、配布したタブレット等によりアクセスできるアイシグナルを通じて、児童生徒の相談に迅速に応じ、早期発見・早期解決につながるようしております。

次に、41ページの不登校等の対応です。まず、適応指導教室についてでございます。マイスクール八潮、五反田、浜川の3つの施設がございます。不登校またはその傾向にあるお子さんに対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供しております。

次に、部活動指導員の配置についてです。教員の働き方改革推進の一つとして行っており、部活動指導への負担軽減と部活動の質的な向上を目指しております。

41ページの下段からは、主に指導主事の業務でございます。体力向上、部活動支援員の配置、市民課、人権・同和教育、教員研修を推進しております。

43ページの下段からは、特別支援教育担当となります。この後、特別支援教育担当より説明をいたします。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 43ページからが特別支援教育担当となっております。

まず、教育のインクルージョンの推進および特別支援教育の充実ということで、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する学級での観察・訪問や通級相談会等における専門家の指導・助言、特別支援学級の新設や工事、特別支援学級、特別支援教室における適切な指導および必要な支援の充実のための環境整備・教材の充実、研修等を行っております。

今年度は、豊葉の杜学園前期課程にきこえの教室を新設すること、また、宮前小学校に情緒固定級を新設すること、こちらの対応を行ってまいります。

ページをおめくりいただき、44ページ、45ページを御覧ください。

まず、就学相談・転学相談につきましては、就学する一人一人の児童・生徒の障害の状況や発達の状態に応じた教育が行われるよう、今年度も就学相談委員会を中心として相談を行ってまいります。5月30日から11月30日を受付期間として、7月末から翌年の1月にかけて就学相談を実施してまいります。

また、子どもたちの支援といたしましては、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援、介助員・学習支援員の配置、巡回相談員の配置、発達障害教育支援員の配置などを行って

おります。45ページ、巡回相談員につきましては、10名の者が各学校を回っておりますが、今年度より、教育総合支援センターに勤めるチーフを1名増員しております。また、発達障害教育支援員につきましては、昨年度5校で実施しておりますが、こちらも対象を10校増やし、15校で実施しております。特別支援教室の実施、「さいかち学級」の運営については、引き続きとなります。どうぞよろしく願いいたします。

以上となります。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私から、品川図書館の事務事業の説明を行います。46ページを御覧ください。

品川図書館事業の中から主なものを御説明いたします。

区立図書館では、図書や視聴覚資料の貸出、地域に関する情報の提供のほか、利用者のニーズに応じまして、幅広いサービスを実施しているところです。平成16年度から、品川図書館の窓口業務を委託したところと、平成27年から品川図書館を除く地区図書館について指定管理者制度導入しております。

事務分掌となります。3つの係がございます。管理係は、庶務、内部管理部門でございます。事業担当の第一担当は、一般図書担当部門、第二担当は、児童図書担当部門となります。

他課との連携事業でございますが、一番下段、学校図書館サポートでは、学校図書館の運営支援要員を配置しております。

47ページを御覧ください。上から2つ目の「はじめてのえほん よんで よんで」事業です。保健センター、子ども育成課と連携し、4か月健診と関連し、絵本パックを配布しております。現在は保護者が選べる絵本を3冊から5冊と増やしたところです。

48ページを御覧ください。事務事業になります。

全館共通のサービスでは、品川区立図書館は、表記のとおり、全て同じ開館時間となっております。品川・荏原・大井・大崎図書館は、年末開館を実施し、12月30日まで開館しております。令和3年4月からは、休館日を第二木曜日と第四月曜日の2グループに分けて、大晦日から三が日以外、区内の図書館はどこかが開いているという環境をつくっております。

50ページ、ティーンズ世代のサービス実施と読書活動を推進し、サービスの充実に努めております。

51ページ、品川図書館が中央館として実施するサービスです。上から4つ目と5つ目、令和4年度より、図書館に来館しなくても利用できるサービスとして、電子図書館、音楽データベースの提供を行っております。

52ページになります。新規事業、上から2番目、デジタルアーカイブ資料の提供として、品川区の歴史的資料である『品川区史』などの貴重な資料をデジタル化し、今年3月末よりインターネットで公開いたしました。令和5年度も資料の充実を図ってまいります。品川図書館100周年事業につきましては、100年の歩みをまとめた冊子の作成とともに、館内におけるパネル展示等を予定しております。

品川図書館からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。吉村委員。

【吉村委員】 3つ、3点質問というか、教えていただければと思います。

1点目は、13ページの庶務課の事業のその他の4つ目のところで御説明がありました、学校で発生する様々なトラブル対応、これ、去年も私、この取組が非常に私は大事だと思っていますということでお話ししたんですけど、これ、実際のところ、運用はどれぐらい、学校からそういう相談があるのかというのを、もし分かれば教えていただきたい、これが1点目。

それから、2点目ですけど、32ページ、指導課の部分で、これも御説明がありました。これも私はどんどん進めていくといいんじゃないかと思っている副校長業務の補佐ですね。これが年々増やしてきて、今年度は経験の浅い副校長先生、あるいは長時間勤務が常態化している学校と書いてありますけど、実際のところ何校ぐらいの配置があるのかということをお教えいただきたい。

それから、3点目は、これは、総合支援センターの44ページなんですけど、44ページに、介助員・学習支援員の配置があつて、45ページに、発達障害教育支援員の配置がありますけど、これ、読むと何となく違いは分かるんですけど、これ、どういう違いがあるのかというのを教えていただければありがたい。

以上です。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうからは、13ページのトラブルへの対応というところでお答えをさせていただきます。

今年度から、教育委員会事務局の庶務課が窓口となりまして、各学校で様々な発生するトラブルの対応について、各課から専門の組織のほうに相談が可能な体制を構築をしております。実績でございますけれども、4月はちょっと契約の関係の準備等々がありましたので、実績はなしでございました。で、5月は、今、途中でございますけれども、数件、実績が出ているというふうに聞いてございます。トラブルでの対応はないにこしたことはないのかもしれませんが、あったときにしっかりと迅速に専門機関に相談できる体制というのをこれからもしっかりと構築をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 御質問いただきました学校の働き方改革、副校長補佐につきまして、配置校数ということですが、昨年度トライアルの形でもって、小学校1校、中学校1校、合計2校で実施してまいりました。その中でやはり非常に成果が高いというようなお声もいただきまして、今年度につきましては、現時点で22校に配置をさせていただいております。やはり就任したての副校長先生にとりまして、特に4月が多忙期を極めたわけですが、1か月だけですが、早速に大変有効であったということをお声いただいているところですので、引き続き、全校に配置できるような仕組みを整えていきたいと思っております。

以上です。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 43ページ、44ページ、介助員・学習支援員の配置、発

達障害教育支援員の配置についての御質問です。

まず、43ページ、介助員・学習支援員につきましては、個別の人につくという形になります。介助員につきましては、身体介助、安全管理、学習支援員については学習支援というような形になります。発達障害教育支援員につきましては、発達障害等があり、円滑な在籍学級での学習を継続できるよう、これは、特別支援教室を利用しているお子さんや特別支援教室を退級したお子さん、またはこれから利用するお子さんを対象として、学校についている人材となります。ですので、学校でそうしたお子さんについて支援をしていただくこととなります。

なお、発達障害教育支援員を配置している学校につきましては、学習支援員については、基本的には配置しないという形で取り組んでおります。

以上です。

【教育長】 吉村委員。

【吉村委員】 ありがとうございます。

私は、庶務課の事業も指導課の事業も、働き方改革ということでは非常に重要な視点だと思っていて、ぜひ、学校にも積極的に進めていただきたいなと思っています。

それから、最後の総合教育支援センターのこの2つの事業も学校にとっては非常に重要な事業で、ここにきちんと予算を投じて、個人、あるいは学校に支援員をつけていくということも今後もぜひ充実させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございませんか。塚田委員。

【塚田委員】 16ページですが、国登録文化財のところに、旧品川警察署品川橋交通待機所とあるんですけど、これは何か国の登録文化財に何となく違和感があるんですけど、これはどういうことなんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 こちらは、国の登録文化財自体は、全国ですと1万3,000件余あるというふうに認識しています。こちらは、そもそもこのような建物の交番自体が、建てられたときの形をほぼそのまま残しているということが都内でももう非常に珍しくなっているというところがございます。そこが登録された理由の一番大きいところというふうに聞いております。

登録文化財というのは、指定と違って少し緩やかな基準で運用されておまして、例えば、こちらは、先ほど申し上げましたように、観光案内所として今、区のほうで使わせていただいておりますが、あの中はリニューアルをして、観光案内所として使うようにしてございます。そのようなことも認められているのがこの登録文化財制度ということになります。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【塚田委員】 はい。了解です。

【教育長】 ほかにいかがでしょう。富尾職務代理者、何かございませんか。

【富尾教育長職務代理者】 大丈夫です。

【教育長】 いいですか。海沼委員はいいですか。

【海沼委員】 ないです。

【教育長】 では、ほかにございませんでしょうか。

では、令和5年度教育委員会事務事業概要についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、協議事項2、6月補正予算について、本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては、会議の扱いについてどのように考えますか。庶務課長。

【庶務課長】 6月補正予算についてにつきましては、区議会の議決前の案件でございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から非公開の会議とすることが適切であるというふうに判断をいたします。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定しました。

次に、日程第3、報告事項1、5月補正予算について、本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては、会議の扱いについてどのように考えますか。庶務課長。

【庶務課長】 5月補正予算についてにつきましても、区議会の議決前の案件でございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であるというふうに判断をいたします。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定しました。

次に、日程第3、報告事項2、学校改築の進捗について説明をお願いします。学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 私から、学校改築の進捗について、御説明いたします。

資料7を御覧ください。

令和5年5月現在の状況ですが、小学校6校、中学校1校の改築を進めております。資料の左上を御覧ください。浜川小学校では、現在、校舎等の躯体工事を進めており、令和6年3月に校舎棟が完成する予定です。その下、第四日野小学校では、現在、校舎等の仕上げ工事を進めており、令和5年7月に校舎棟が完成する予定です。その下、浜川中学校では、現在、体育館棟の躯体工事を進めており、令和5年11月に体育館棟が完成する予定です。

資料の右上、城南第二小学校では、現在、改築工事契約議案の上程準備中であり、令和5年8月から工事に着手し、令和7年度に校舎棟が完成する予定です。この後、設計概要について御説明いたします。その下、源氏前小学校では、令和4年度に基本設計を行いまして、現在、実施設計に着手しております。基本設計の内容につきましても、この後、概

要を御説明いたします。その下、鈴ヶ森小学校では、プロポーザルの結果、設計委託事業者を選定いたしましたので、現在、契約手続を進めております。その下、浅間台小学校では、今年度改築工事の準備として敷地測量に着手いたします。

それでは、2枚おめくりください。2枚おめくりいただきまして、左上より、城南第二小学校の校舎改築の計画概要でございます。建物概要はここにお示ししているとおりです。地上5階建てとなっております。教室数ですが、普通教室18室、プラス多目的教室が6室の合計24室で計画しております。

次に、計画のコンセプトは、1から5のとおりとなっております。資料の右中央、配置図兼1階平面図を御覧ください。図面上側が北になります。南側道路を挟んで向かい側が区立東品川公園です。敷地の南東側に逆L字型の校舎を配置し、敷地北西側にグラウンドを配置しております。1階には、職員室、多目的ホール、保健室、給食室や特別支援教室を配置しております。左上、2階平面図です。普通教室を南北に配置し、体育館を配置しております。2階平面図の上と右の3階、4階は、普通教室とメディアセンターを配置しております。メディアセンター内には、階段を設置し、直接上り下りができる計画となっております。資料右上、5階平面図です。図工室、理科室等の特別教室とプールを配置しています。

最後に、資料の左中ほど、建替計画でございます。ステップの左上、ステップ1を御覧ください。水色の部分が既存校舎です。南側の除き、コの字形に既存校舎が配置されており、西側には体育館棟が配置されています。ステップ1、グラウンド内に新校舎を建設します。ステップ2、東側、北側の既存校舎を解体し、ステップ3、体育館棟を建設します。ステップ4、西側既存体育館棟を解体し、ステップ5、グラウンドを整備して完成です。

なお、体育館は工事期間中、新旧いずれかは使用できる計画となっております。令和7年度に校舎棟、令和9年度に体育館棟、令和10年度に外構工事を含め全ての工事が完成する予定です。

続きまして、一枚お戻りいただきまして、左上より、源氏前小学校の校舎改築の計画概要でございます。建物概要はここにお示ししているとおりです。地上5階建てとなっております。教室数ですが、普通教室18室プラス多目的教室が6室の合計24室で計画しております。

次に、計画のコンセプトは、1から4のとおりとなっております。資料、中央上、配置図兼1階平面図を御覧ください。図面、上側が北になります。南門が面している南側道路が荏原町商店街である三間通りで、正門が面している東側道路から250メートルほど北側に東急大井町線中延駅がございます。敷地の南側に校舎を配置し、敷地北側にグラウンドを配置しております。1階には、保健室、職員室、特別支援教室、和室、給食室や多目的ホールを配置しております。

資料、右中央、2階平面図です。普通教室を南に配置し、体育館、メディアセンター、多目的室を配置しております。その上、3階は、普通教室と理科室、音楽室を配置しております。その上、4階は、普通教室と家庭科室、図工室を配置しております。その上、5階は、プールとプール諸室を配置しています。

最後に、資料中央下、建替計画でございます。ステップ1を御覧ください。グレーの部分が既存校舎です。敷地東側に逆L字型の既存校舎が配置されており、東西側には既存体

育館棟が配置されています。ステップ1、敷地西側にある既存プールや旧校舎の基礎等、地中埋設物を撤去します。ステップ2、体育館を含む新校舎を建設します。ステップ3、北側、東側の既存校舎本体3棟を解体します。ステップ4、残りの校舎を建設し、ステップ5、グラウンドを整備して完成です。

なお、体育館は、工事期間中、新旧いずれかを使用できる計画となっております。また、建替工程につきましては、これから実施設計を行いますので、若干の変更等があることを御了承ください。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑がございますか。富尾職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 城南第二小学校の改築工事の中では、運動スペースがある程度確保されているようなんですけども、源氏前小のほうの図面にはその運動スペースについて何も記載がないんですが、運動スペースについてはどうなのでしょう。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 源氏前小学校の工事期間中の運動スペースの件でございますけれども、ステップ1のところを御覧いただきますと、敷地の中央部、グラウンドというのがございますので、この時点ではまだグラウンドはございます。ステップ2になりますと、既存の体育館、それから、既存の校舎の屋上、この辺が運動スペースになってくるというふうになります。ステップ3になりますと、新校舎が出来上がります。その中に体育館がありますので、そこの体育館、それと、北側の少し狭くなってございますけど、この辺りを若干の運動スペースとして確保できるのではないかと考えています。ステップ4になりますと、新校舎の北側、グラウンド仮舗装という記入がございますので、北側のところが運動スペースとして確保できる。ステップ5になりますと、グラウンドを整備しておりますので、運動スペースは体育館のみということになってございます。

工事期間中できる限り運動が確保できるように、ボルダリングウォールであるとか、そういうのを設置いたしまして、できる限り運動ができるように配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

【教育長】 富尾職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 そうしますと、運動会などはどちらかの校舎を借りてということになりますでしょうか。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 今、富尾職務代理者のおっしゃるとおり、恐らく運動会は、近隣の学校、それから、プール授業につきましても、近隣の学校でお借りして行うようになるというふうに考えてございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾教育長職務代理者】 はい。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。吉村委員。

【吉村委員】 1点目が、グラウンドのことなんですけど。城南第二小学校のほうは、これ、人工芝、源氏前のほうは、校庭舗装って書いてありますが、これはどういう工程なんですか。

2点目は、両方とも、当然品川コミュニティ・スクールというのが品川の一つの特徴であるわけで、品川コミュニティの拠点となる学校とか、地域をつなぎ共に育てる学校というのがコンセプトにあるんですけど、去年、横浜の学校に行ったときに、いわゆる学校支援地域本部のような組織が活動するようなスペースが非常によくできていて、そういうスペースがあるといいですねという話が、去年視察に行ったときに皆さんの中の話題となって出たんですね。当然、これ、学級数とか、校庭の敷地のスペースとか、いろいろな部分で難しい面もあると思うんですけど、今後、何か実施設計とかやっていくときにそういうスペースがもじけるようなことがあると、非常に品川のコンセプトにも合った施設になるのかなというふうには思いました。

以上です。1点目は質問です。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 グラウンドの御質問ですけれども、城南第二小学校については、吉村委員がおっしゃるとおり人工芝、源氏前小学校につきましては、現時点では人工芝で検討しております。

で、2つ目のコミュニティ・スクール、学校支援地域本部等をできれば用意できないでしょうかというところなんですけど、こちらにつきましても、今後、基本設計の中で、あるいは実施設計の中で可能かどうかというものをしっかり検討しながら、設計可能であれば設置をしていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

【教育長】 よろしいですか。

【吉村委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございませんか。海沼委員。

【海沼委員】 城南第二小学校ですけれども、この近隣にこれからまだマンション等が建つ予定があるのではないかと思ひまして、児童数が増えるのではないのかなと思うんですけども、教室の確保といいますか、それはいかがなものかなと思ひまして、ちょっとお伺いさせていただきます。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 今現在の推計でいきますと、一応城南第二小学校は、令和9年度に18教室で足りるというふうになってございますけれども、多目的室もございまして、一応24教室まで対応が可能という設計をしておりますので、増えても何とか対応は可能というふうな設計にしております。

【教育長】 よろしいですか。

【海沼委員】 城南小学校が新設された後に、やはり教室が足りないようなお話も出ていましたので、城南小学校から近いですから流れていくと思うんですよね。ですから、少し多めに教室もつくっておいていただいたほうが今後いいのかなとも思ひましたので。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 まさにおっしゃるとおりでございますので、余裕をもって、ある程度の余裕をもちまして設計はしているというところでございます。それを超えてきた場合、また、別途しっかり検討していきたいというふうには考えてございます。

【海沼委員】 よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。

それでは、学校改築の進捗についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項4、令和6年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等について、説明をお願いします。教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 本件につきましては、統括指導主事より説明をいたします。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 私からは、令和6年度品川区立学校教科用図書採択手順について御説明します。

対象は、小学校・義務教育学校（前期課程）の全科となります。配付資料9-1より、主立ったところについて御説明させていただきます。

配付資料9-1の左上、根拠法令等を御覧ください。教科書採択につきましては、学校教育法第34条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に記載されています。これらに基づき、品川区教育委員会が区立学校で使用する教科用図書を採択するための調査研究及び資料作成に関する要綱、資料9-2に定めています。また、この要綱に基づき、調査研究に必要な事項を要領、資料9-3で定めております。

次に、資料の中段、採択事務の流れにありますように、まずは、教科用図書調査検討委員会を立ち上げます。委員会は、校長等11名、保護者・地域代表者を4名、学識経験者を1名で構成いたします。教科用図書調査検討委員会は、調査資料を作成するために必要な基礎データを得るため、教科書調査研究会を組織し、資料作成を依頼します。緑色で記載されているこの教科書調査研究会の会員は、部会長、教科用図書調査検討委員でもある管理職と教員で構成する会員であります。この委員会は、教科用図書調査検討委員会からの依頼を受け、採択要領に定めた調査基準（観点）に基づく分析資料を作成し、教科用図書調査検討委員会に報告します。報告を受けた教科用図書調査検討委員会は、教科書発行会社ごとに特徴を比較できるよう、調査資料一覧を作成し、教育委員会に報告いたします。今後予定されている教育委員会で、教科用図書検討委員会より、調査資料の説明及び教科書により審議・採択をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、資料9-4及び9-5を御参照ください。

また、特別支援学級用教科用図書選定につきましては、選定委員会を組織いたします。委員会で、特別支援学級設置校から意見を聴取します。特別支援学級では原則として、通常の学級と同じ教科書、または文部科学省著作本を使用するため、附則第9条図書については、追加・必要に応じて調査・研究し、選定資料を作成し、教育委員会に報告いたします。

なお、詳細につきましては、資料9-3、第4、特別支援学級用教科用図書選定委員会を御参照ください。

以上が、令和6年度品川区立学校で使用する教科用図書採択の流れとなります。よろしくをお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。よろしいでしょうか。富尾職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 今年度宮前小に情緒の固定級ができるということですが、それに当たりまして、今回のこの特別支援学級用教科用図書というのは、情緒も固定級ができるのが初めてですが、新たに何か今までと違ったところというのはあるんですか。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 次年度の宮前小学校の開設に向けて、担当課として動いております。自閉症情緒障害特別支援学級においては、通常の教育課程を基本としていきますので、基本的には通常の教科書採択のほうでやっていくというような形になっていきます。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾教育長職務代理者】 はい。

【教育長】 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度品川区立学校教科用図書採択の今後の日程等について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項5、区立学校におけるいじめ案件について、説明をお願いします。教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、お手元に教育委員会資料10を御用意ください。

令和2年に区立学校で発生したいじめの重大事態への対応についてでございます。令和5年3月29日の教育委員会にて報告いたしましたいじめ事案につきまして、4月には保護者への報告と区長への報告を行いました。先週5月19日には、区長の定例記者会見にて、いじめの重大事態についての発表がありましたので、お知らせいたします。

なお、本資料につきましては、区のホームページにも掲載されております。

1の概要、2の経過につきましては、記載のとおりでございます。3の今後の対策といたしましては、教育委員会といたしまして、改めていじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた早期対応の対策を強化いたします。具体的には、いじめはどんな理由があっても絶対に許さないという意識をさらに徹底すること。教育委員会内の情報共有や学校におけるいじめ対策委員会の定期的な実施と報告など、組織的対応の見直し、また、今回、いじめの重大事態の認定や区長への報告の遅延が課題となっており、教育委員会内の法令や制度の理解、品川区いじめ防止対策推進基本方針の見直し、いじめの重大事態の認定やその後の対応を確実にを行うよう仕組みづくりを行ってまいります。

資料の2ページ以降は、いじめ防止対策推進法、品川区いじめ防止対策推進条例のいじめの重大事態への対処の部分について抜粋したものを掲載しております。

なお、区長部局に第三者によるいじめ問題調査委員会を立ち上げ、本件の対応の検証を行うことも、記者会見では発表されました。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。吉村委員。

【吉村委員】 これ、3月の時点でも申し上げましたけど、やはりこの重大事態案件に関する、この教育委員会も含めて、対応というのはもう一度、今お話があったように、これはきちんとやっていかないといけないことだと思います。これについてはやっぱり十分受け止めて反省しないといけない部分なんだろうと思います。

やはりこの重大事態案件については、法律にも書いてあるわけですので、この重大事態案件につながりそうな案件については、やはり早めに教育委員会の中でも話をできるような、そういうふうにして、今回のようにちょっと対応が遅れるようなことがないようにやはりしていくべきだなというのは思います。

それから、もう一つ、この経過の中にはないんですけど、先ほどの事務事業の中にも、HEARTSの取組が書いてあったんですけど、今回のこの重大事態の対応については、HEARTSは動きはどういうふうに動いたのかというのをちょっと教えていただきたいです。

以上です。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 今、お話しいただきましたように、法令に基づいて、我々がしっかりと重大事態を判断し認定していくところが、仕組みづくりも含めてしっかりと今回受け止め反省して行ってまいりたいと考えております。

また、HEARTSについてですけれども、今回、保護者からの相談は1度だけ受けてはいますけれども、その後、HEARTSが継続して関わるというような動きにはなっておりません、なかなかそこも継続して子どもの支援に当たれなかったというところは、我々教育総合支援センターも反省しながら、今後のHEARTSの関わりにつきましても、考えていきたいと思っています。

以上でございます。

【教育長】 吉村委員。

【吉村委員】 ぜひHEARTSというその組織があるわけで、要するに、疑わしいというか、ちょっと気になる心配の案件については、もうHEARTSに動いてもらうというのが一番迅速なのかなと思うので、ぜひ、HEARTSを積極的に活用して運用していくことがこれから求められるのかなというふうに思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございました。

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、区立学校におけるいじめ案件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3 報告事項6 令和5年度品川区立図書館のティーンズサービスについて、説明をお願いいたします。品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私から、令和5年度品川区立図書館ティーンズサービスについて、御説明申し上げます。

資料は、教育委員会資料ナンバー11を御覧ください。

品川区立図書館では、品川区子ども読書活動推進計画に基づき、10代の読書活動の充実を図っています。10代のティーンズと呼ばれる世代に向け、図書に興味を持ってもらうため、POPの作成やビブリオバトル等のイベントの実施、図書館活用方法の説明などにより、ティーンズ世代向けサービスの拡大を進めてまいります。

まずは、1のPOP作成です。図書館でいうPOPとは、下に作品例や作成例があり、昨年の優勝作品もありますけれども、本を読んだ人が、まだその本を読んだことのない人に対して、読んでみようかな、内容が気になると思わせるカードをつくりまして、感動や面白さを短い言葉を使って伝えるものです。POPの作成により、読書体験を通じた「わくわく」「ドキドキ」を表現する楽しさを感じるとともに、本に対する興味関心、親しみの醸成を目的に行います。

(1)のPOP作成講座では、POPコンテストに先駆け、POPのプロ、ブックジャーナリストを講師としたPOP作成のポイントと作成のワークショップを開催いたします。

(2)書評バトルPOP部門では、それぞれが推薦する本のPOPを展示し、一番読みたいと思ったPOPを選ぶPOPコンテストを開催いたします。

裏面を御覧ください。2番のビブリオバトルです。ビブリオバトルとは、本の紹介者がお気に入りの本を持ち寄り、順番にその本の魅力などを紹介する書評ゲームです。全員が発表し終えたら、読みたくなった本に投票を行い、最も票を集めた本を優勝といたします。若者の読書推進イベントとして、紹介する本や読書への興味喚起が期待できることから、既に八潮学園の5年から9年生で実施しているところです。

(1)のビブリオバトルワークショップですけれども、まずは、ビブリオバトルを体験する授業を図書館員が行います。ゲーム感覚で本を紹介する発表の面白さを体験することを狙いとしております。(2)ティーンズ書評バトルのビブリオ部門では、実際に本の紹介者を募集し、下記の日程で書評会のほうを行います。今年度で3回目となります。

次に、図書館ガイダンスとなります。図書館職員による図書館の上手な利用の仕方、図書検索システムの利用方法、電子図書館の紹介などを行います。また、記載した以外にも、図書館運営に参加することで、図書館を知ってもらうため、中学生から大学生世代のボランティアの募集や試験前の自習室の提供による家庭・学校に続く第三の居場所としての図書館の存在のアピールも引き続き行ってまいります。

私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、令和5年度品川図書館のティーンズサービスについてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4 その他 令和5年7月行事予定について、説明をお願いします。庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和5年7月の行事予定について、御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。資料の12をお手元に御用意ください。

令和5年7月につきましては、資料記載のとおり4件の予定をしております。上から2行目、7月11日、それから、上から4行目、7月25日につきましては、それぞれ記載の時間で教育委員会の定例会をこちら教育委員室で開催を予定しております。1行目の7月4日、3行目、7月の18日、こちらの2件につきましては、それぞれ臨時会という形で、先ほどお話しございました、教科書採択の件を主に御審議をいただきたいというふうに考えてございます。

予定としては、以上でございます。

【教育長】 質疑はございますか。

それでは、令和5年7月行事予定について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

その他に何かございますか。

【事務局】 ございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —